

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 2月17日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 4 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次休暇) 第12条 [略] (1)・(2) [略] (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律</p>	<p>(年次休暇) 第12条 [略] (1)・(2) [略] (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>その他その業務が国若しく</p>

第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。